

愛媛県権限移譲推進指針

平成18年9月策定

(最終改訂 令和6年3月)

愛 媛 県

◎ 指針作成の趣旨

- 本県では、昭和54年度から、全国に先駆けて、市町村への権限移譲の取り組みを開始し、平成12年度には、地方分権一括法の制定に伴う地方自治法の改正を受け、「愛媛県事務処理の特例に関する条例」を制定するなど、権限移譲を積極的に推進してきた。
- また、平成16年4月からは、「地方分権型行政システム構築に向けた権限移譲推進指針」に基づき、申請から許認可までの一連の事務を包括したパッケージ方式を導入し、市町の希望による包括移譲にも取り組んできた。
- こうした中、地方分権の進展、市町村合併の進捗による市町の広域化や規模・能力の拡大等、地方自治を取り巻く環境が大きく変化し、今後、市町は、住民に最も身近で地域の実情に応じた行政サービスを提供する「基礎自治体」として、一方、県は広域的な事務や市町的能力を超える事務を担う「広域自治体」として、県と市町との適切な役割分担のもと、地域住民に身近な行政はできる限り市町で担うことが求められており、県から市町への権限移譲が、一層その必要性を増し、重要な課題となっている。
- このため、平成18年3月に策定した「愛媛県構造改革プラン」を受けて、市町の実情に応じた権限移譲を円滑かつ計画的に推進することを目的に、平成18年度に「県・市町権限移譲検討協議会」等を設置し、県と市町で検討を重ね、平成18年度から平成21年度までを推進期間とする「愛媛県権限移譲推進指針」を策定した。そして、この指針に基づいて、住民に身近な行政を基礎自治体である市町が担うことができるよう、権限移譲の考え方や進め方、行政サービスの維持、向上の観点から、市町において担うことが適切と考えられる事務を示し、県と市町との協議を踏まえた権限移譲を推進してきたところである。
- 一方、第二次地方分権改革が本格化するなか、「基礎自治体優先の原則」のもと、条例による事務処理の特例制度の更なる活用や都道府県と市町村との協議の場の設置による恒常的な協議・意見交換を行うことが重要であり、権限移譲は地方分権改革の大きな柱の一つとなっている。

- ついては、本県では、これまでこの指針に推進期間を設けていたところであるが、今後はこの指針を恒久化するとともに、地方分権改革の動向を踏まえ、引き続き県と市町とが十分協議をしながら、積極的な取り組みを推進していくものとする。

1 権限移譲の基本的な考え方

地方分権の進展や市町の自治能力の向上など、県と市町を取り巻く環境の変化を踏まえ、県と市町の適切な役割分担のもと、市町において担うことが適切であると考えられる事務を、次の考え方に基づいて選定し、権限移譲を推進するものとする。

なお、権限移譲にあたっては、市町の行政改革への取り組みに配慮し、必要に応じ財政的人的支援措置を講じるものとする。

(1) 県と市町の役割分担に応じた権限移譲の推進

(住民に身近な事務であって、かつ、総合的な観点からみて住民サービスが向上すると考えられるものは、基本的に市町で完結できるよう推進する。)

(2) 市町の受入体制に応じた権限移譲の推進

(行政サービスの維持、向上を図るため、市町の受入体制に応じた権限移譲を推進する。)

(3) 市町の意向を踏まえた権限移譲の推進

(市町の意向確認を行い、市町の意向を踏まえた権限移譲を推進する。)

2 権限移譲対象事務

(1) 選定の考え方

① 権限移譲対象とする事務

権限移譲により、行政サービスの向上や市町行政の充実強化につながるものが期待される事務について、次の考え方により、権限移譲対象事務として選定する。

また、市町の規模により権限移譲項目が異なる場合があるため、中核市、一般市、町別に権限移譲対象となる事務を選定することとし、それ以外に個別に市町から希望があった場合には別途、検討を行うものとする。

○ 行政サービスの向上につながる事務

- ・ 住民に身近な事務

(居住地に近い市町において手続ができるため住民負担の軽減となる事務)

- ・ 迅速かつ効果的・効率的な事務執行となる事務

(市町を経由し県で処理されている事務のうち、実質的な処理や判断が市町においてなされている事務)

○ 市町行政の充実強化につながる事務

- ・ 市町において完結する事務

(既に市町が処理している事務と関連する事務)

- ・市町の総合的な行政の展開が可能となる事務
- ・地域の実情に即した的確な対応が可能となる事務

○ その他

- ・法改正等により、県と市町が一体的又は一連の事務として行うこととなった事務、既に権限移譲している事務の種類や範囲等の変更のあった事務
- ・市町から希望があった事務

② 権限移譲対象としない事務

基礎自治体優先の原則から、可能な限り権限移譲対象とする事務としての検討を行うことを前提とするが、技術的、効率的な観点から、権限移譲に適さないと考えられる事務や広域的な意思の調整や一体的な実施の必要性が高い事務、法令改正の必要がある事務については、権限移譲対象とせず、引き続き県が行うものとする。

また、法令等による制約のため権限移譲にあたって法令改正が必要な事務については、国の法令改正により権限移譲が可能となった時点で適宜追加することとし、それまでは権限移譲対象としない事務として整理するが、市町から移譲希望がある場合は、基礎自治体への権限移譲に係る法令等による制約の解消方法について検討を行い、必要に応じて国等に働きかけを行う。

○ 技術的、効率的な観点から権限移譲に適さない事務

- ・県において少人数で処理が完結している事務
- ・年間の処理件数が少なく、現実には事務処理を行う可能性が低いため、各市町で必要な人材等を確保して処理することが非効率である事務

○ 広域的な意思の調整や一体的な実施の必要性が高い事務

- ・対象が市町の区域を超える事務
- ・対象は市町内であるが、事務の実施に伴う効果が広域に及ぶ事務
- ・市町の計画等を審査する事務
- ・県が一体的に行う必要がある事務

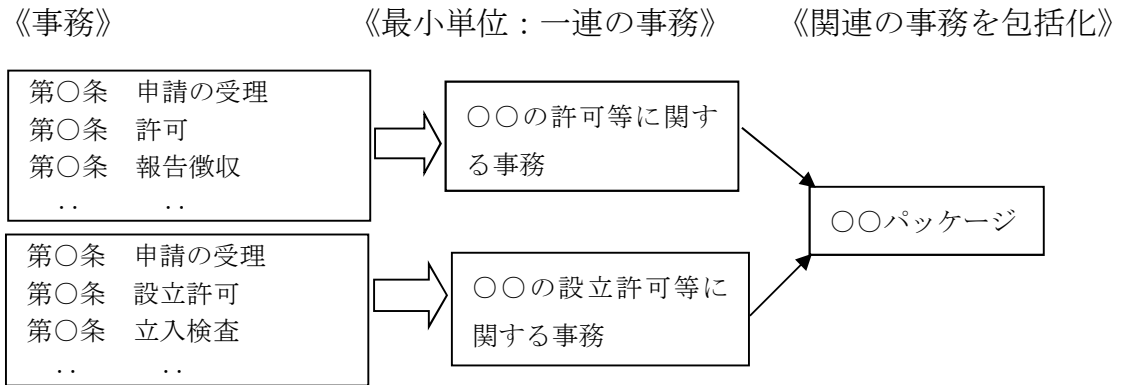
○ 法改正等の必要がある事務

- ・事務処理の特例制度によらず、法制度の改正を伴う事務
- ・国の補助事業等の関連で、県内での統一的な取扱いや規制や関与の緩和が必要な事務
- ・関連する事業の助成制度と密接に関連する事務

(2) 権限移譲対象事務の提示分類 (権限移譲の単位)

① パッケージ方式

権限移譲を受けた市町が、地域特性を活かした施策を重点的に実施できるよう、行政サービスを一貫して行える形で、関連する事務を包括的にとりまとめ(パッケージ)、権限移譲にあたっては、パッケージごとの移譲を原則とする。(別紙の権限移譲対象パッケージ一覧のとおり)



② 個別方式

上記①以外に、個別に特定の市町から権限移譲希望があったものについては個別に検討し、可能な場合は、一連の事務を最小単位として移譲する。

なお、法令改正に伴い、既に権限移譲している事務の種類や範囲等の追加等について、直ちに移譲を協議する必要がある場合も、個別方式により市町と移譲に係る協議を行う。

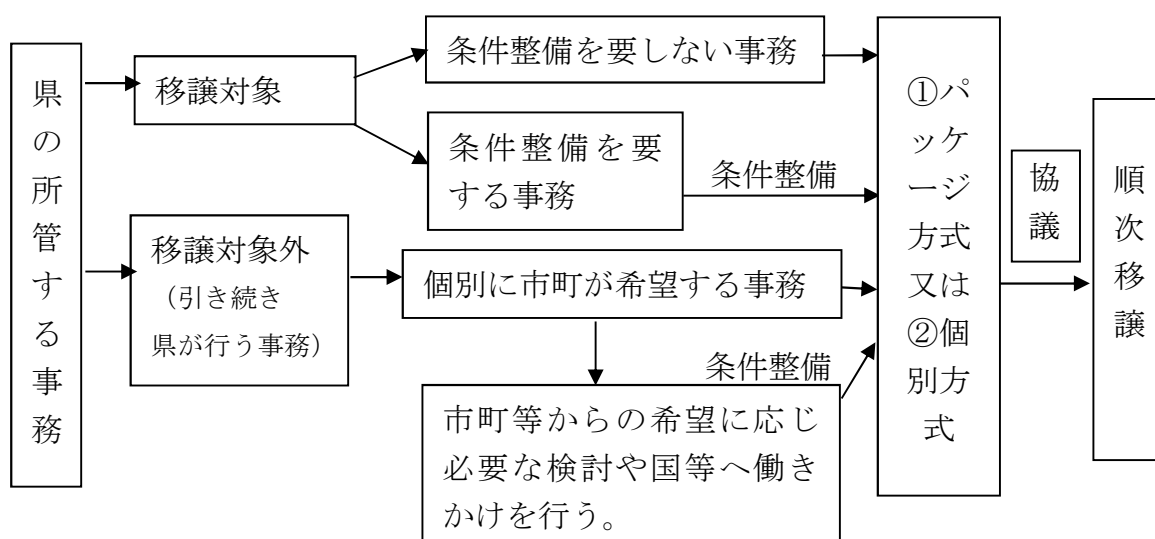
(3) 市町の規模ごとの提案

権限移譲事務の受入体制の整備において、市町の人口規模が条件整備に関連する場合も考えられることから、中核市、一般市、町の3区分に整理し、一つの目安として市町の規模ごとに提案する。

(4) 権限移譲対象事務の見直し

当面、権限移譲対象としない事務に分類した事務についても、法制度の改正、地方分権改革の動向や権限移譲の進展状況又は市町の行財政基盤の充実等の変化に応じて、権限移譲対象事務は定期的に見直しを行っていくこととする。

※ 事務区分のイメージ



3 権限移譲の進め方

市町へ円滑かつ計画的な権限移譲を推進するため、「県・市町権限移譲検討協議会（平成18年4月設置。以下「協議会」という。）」において、具体的な移譲事務及び移譲時期等について協議・調整を行い、個別の市町ごとに権限移譲具体化プログラムを作成する。

(1) 推進体制

市町の意見を反映しながら計画的な権限移譲を推進していくために、県及び市町関係者で構成する県・市町権限移譲検討協議会及び中核市、一般市、町の区分による3つの検討部会を設置し、権限移譲の具体化方策を検討していくこととする。

なお、3つの検討部会については、他市町の意見も踏まえ検討をする必要がある場合など、合同部会や地方局単位での地域部会の開催なども視野に入れ、弾力的な活用を可能とする。

また、個別事務において、必要に応じ、事務レベルでの作業部会なども設置し、円滑な移譲に向けて具体的な検討を行う。

協議会において協議・調整を行い、一定の方向を定めた上で、個別の市町ごとに権限移譲具体化プログラムを作成し、円滑かつ計画的に権限移譲の推進を図る。

(2) 推進方法

市町の受入体制等を十分に考慮しながら、移譲事務及び移譲予定時期等を協議・調整した権限移譲具体化プログラムを作成し、これに沿って受入体制等の整った市町から段階的に権限移譲する。

① 権限移譲具体化プログラムの作成の考え方

権限移譲具体化プログラムの作成に当たっては、各市町の希望を踏まえ、2(3)で示したとおり、市町の規模ごとの提案とするが、住民サービスの向上のため、個々の市町の実情・規模に応じて希望する市町が事務を受け入れる、いわゆる「手挙げ方式」による権限移譲とする。

なお、権限移譲具体化プログラムは、権限移譲の進捗状況等を踏まえ、毎年度、見直しを行うものとする。

② 権限移譲具体化プログラムの内容

権限移譲事務を決定後、権限移譲に伴う条件整備等を考慮し、権限移譲予定時期を設定したプログラムを作成する。

(3) 移譲までの事務の流れ

○ パッケージ方式の例

4月	5月	6月	7～9月				10～1月			2月	3月	
移譲対象事務調査	(庁内、市町調査検討)	担当者打合せ会	(新たな事務検討等)	(県による働きかけや事務説明会の実施など)	権限移譲具体化プログラム改訂調査	(県による働きかけ、市町検討)	指針・プログラム改訂案作成	県・市町検討協議会等の開催	指針・プログラム改訂	翌年度移譲予定事務の個別協議	事務処理の特例条例等の改正※	引継ぎ、広報

○ なお、個別方式による移譲の検討や協議については、上記のスケジュールに依らず行うため、随時、県権限移譲担当課(行革分権課)まで相談のこと。

※ 事務処理の特例に関する条例等の改正時期については、事務内容や移譲時期等により変更の可能性あり。

4 権限移譲に当たっての支援措置等

(1) 市町への支援措置

権限移譲された事務処理が市町において円滑かつ適切に実施されるよう、県は、市町に対し、次の支援措置を講じることとする。

① 財政的支援

市町が直接手数料を徴収するもの、市町地方交付税に算入されるもの及び「権限移譲事務等市町交付金」以外に財政措置されるものを除き、市町の負担状況を考慮し、市町の権限移譲事務の処理に要する標準的な経費に相当する「権限移譲事務等市町交付金」を交付する。

また、権限移譲にあたって、初年度に、特に必要な経費が生じる場合には、当該経費を措置する。

なお、権限移譲後、対象件数の増減、適用範囲又は目標水準の変更等により、著しく行政需要が変動した場合には、実態に応じた調整を行う。

② 人的支援

権限移譲事務の円滑かつ適切な事務執行を図るため、市町からの要望に応じて、当該業務に精通し専門的な知識を有する県職員の派遣や、市町職員の県への研修受入を行う。

・ 県職員の市町への派遣

市町へ権限移譲する事務の内容に応じて、当該市町と協議の上、県職員を派遣し、事務の円滑な移行を図る。

・ 市町職員の県への受入

特定の資格や専門知識を有する職員が必要な場合には、研修生として市町職員を受け入れる。

また、短期間で技術習得等が可能な場合には、一定期間、県の機関において市町職員の実務研修を行う。

③ その他の支援

権限移譲事務にかかる適切な事務の引継に努めるとともに、必要に応じて関係職員への説明会や研修会の開催等円滑な権限移譲事務の処理の支援を行う。

・ 適切な事務引継

必要に応じて説明会を開催するとともに、事務処理マニュアルの提供等、適切な事務引継に努める。また、市町で新たに体制や条例、規則等を整備する必要がある場合においては、市町からの要請に応じ、助言等を行う。

・ 権限移譲前における研修

権限移譲前に市町職員の研修等が必要な場合には、計画的に実施する。

- ・権限移譲後の助言等

権限移譲後においても、市町の要望に応じて、助言等を行うなど、適切なフォローアップに努める。

(2) 住民への周知

市町への権限移譲により、相談窓口や申請先の変更等が生じることから、県と市町が相互協力のもと、変更される窓口やその時期等について各種広報等により住民や関係機関への周知に努めるとともに、地方分権の観点からも、権限移譲の取組みや移譲に係るメリットなどについてわかりやすい内容で紹介するなど積極的な広報に努める。

また、県においては、市町への権限移譲の状況について、県庁ホームページ等を通じて公表する。

5 スケジュール

権限移譲対象とされた事務については、権限移譲具体化プログラムにおいて移譲予定時期や必要な条件整備等を整理した上で、権限移譲事務を所管する県と市町の担当課において具体的に協議を進め、組織体制整備や人員配置、事務引継及び研修に要する期間等を考慮しながら、権限移譲時期を決定し、受入体制等の整った市町から段階的に移譲する。